

中国の税収

- 2018 年度税収状況分析から垣間見える真実
の中国経済及びその将来動向予測について -

April 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及び
アドバイザーサービスに特化し
た、国際的に統合された独立組織で
す。

2019 年 1 月時点で、世界 89 ヶ国に
業務を展開し、23,000 人のプロフェ
ッショナルがクライアントの各発展
段階をサポートしています。

中国が発表する経済統計は、経済規模の大きさから生じる技術的困難等もあり、その正確性が時として議論されてきた。ただし、一国の税収にかかわる数値に関しては、それが各政府部門の予算や地方への交付金支出等と密接に結びついていることから考えて、現実の状況と異なる数値を公表することはあまりにも非現実的と考えざるを得ない。

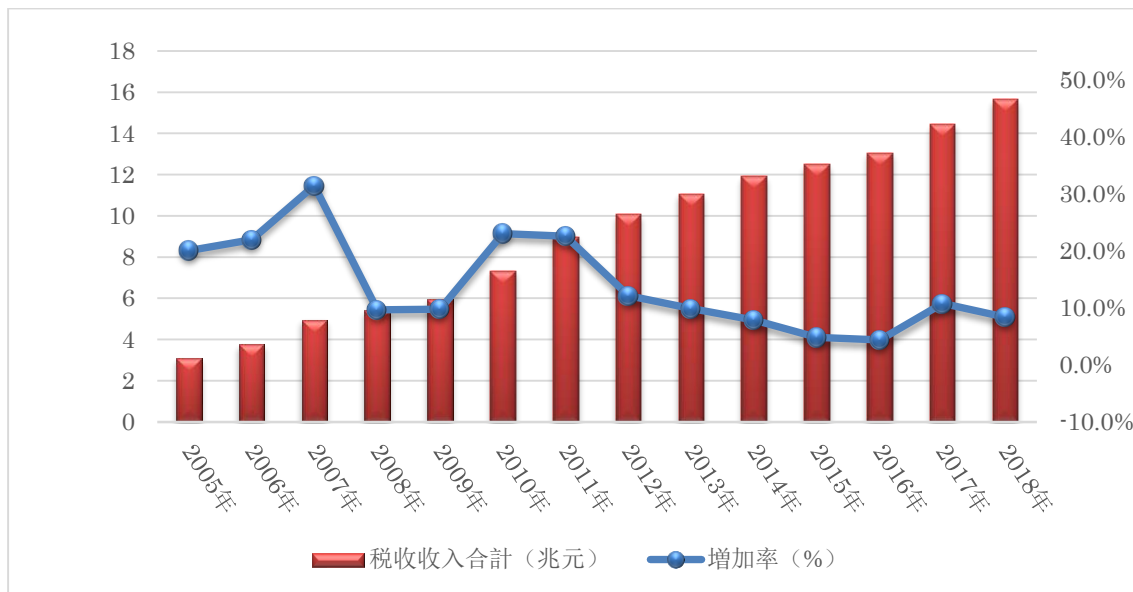
従って、税収数値については、GDP のようにある面で政策的な色彩の濃い数値と比べて、信頼性の高い情報であるものといえるだろう。

さらに、税収と実態経済の間には一定の関係が成り立つと考えられることから（とりわけ経済の産みだす付加価値と一定の比例関係を有する増値税等）、中国の税収にかかわる数値を分析することにより、中国経済の実態を把握し、さらに、今後の中国の方向性について予想することにも一定の合理性が見出せるといえるだろう。

概要

2018 年の中国税収は、約 15.6 兆元（約 255 兆円）となり、前年比では約 8.3%の伸びを示している。

中国の税収は 1990 年代初頭より、アジア金融危機を迎えた 1998 年（10.6%）、リーマンショックが発生した 2008 年（9.6%）及び 2009 年（9.8%）を除き、毎年対前年比 20%前後の水準で伸びを示していたが、2012 年に入り伸び率に鈍化傾向が見えはじめ、2015 年（4.8%）及び 2016 年（4.38%）には急速にその伸び率が低下し、その後 2017 年度に一度 10%台の成長率に回復し、2018 年に至っている。



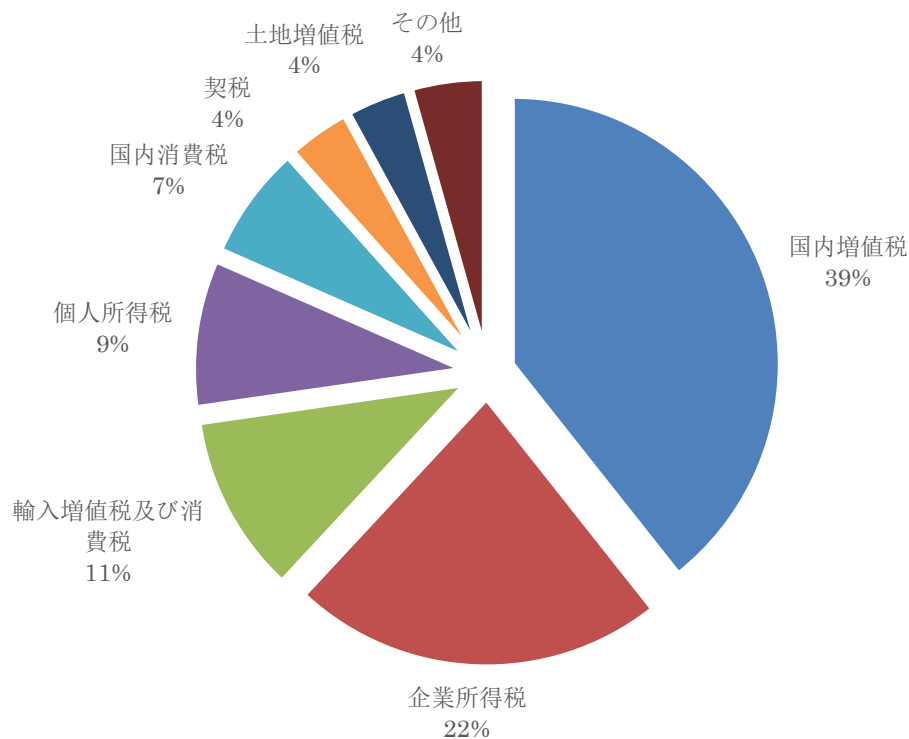
出典 中華人民共和国財政部

しかしながら、単純に税収の伸び率だけ見ることに問題もあり、税収規模は既に 5 年前と比較して約 1.4 倍となっており、2018 年度の対前年比税収増加分だけをとってみても約 1.2 兆元、日本円換算で約 20 兆円すなわち日本の税収総額の 5 分の 1 に相当する金額が、新たな税収として確保されたことになるのである。

このことは、日本において 2019 年 10 月から予定されている 2%の消費税率引上げによる税収拡大効果（現在の税収から考えて単純計算で約 4 兆円）と比較しても、中国の経済規模の大きさ及びその拡大を実感できるといえる。

このような安定的な税収の伸びを基礎として、中国は 2018 年度に入って増値税税率の低減を主要内容とする大規模な減税実施を判断したものといえる。これにより、税率低減による増値税収入の低下を経済活性化に伴う企業所得税及び個人所得税収入の増加により賄い、安定した税収の伸びと経済の活性化を同時に図ることが可能となるものといえ、さらに中国が目標としている直間税収比率の改善にも貢献するものと予想される。

中国における税收構造

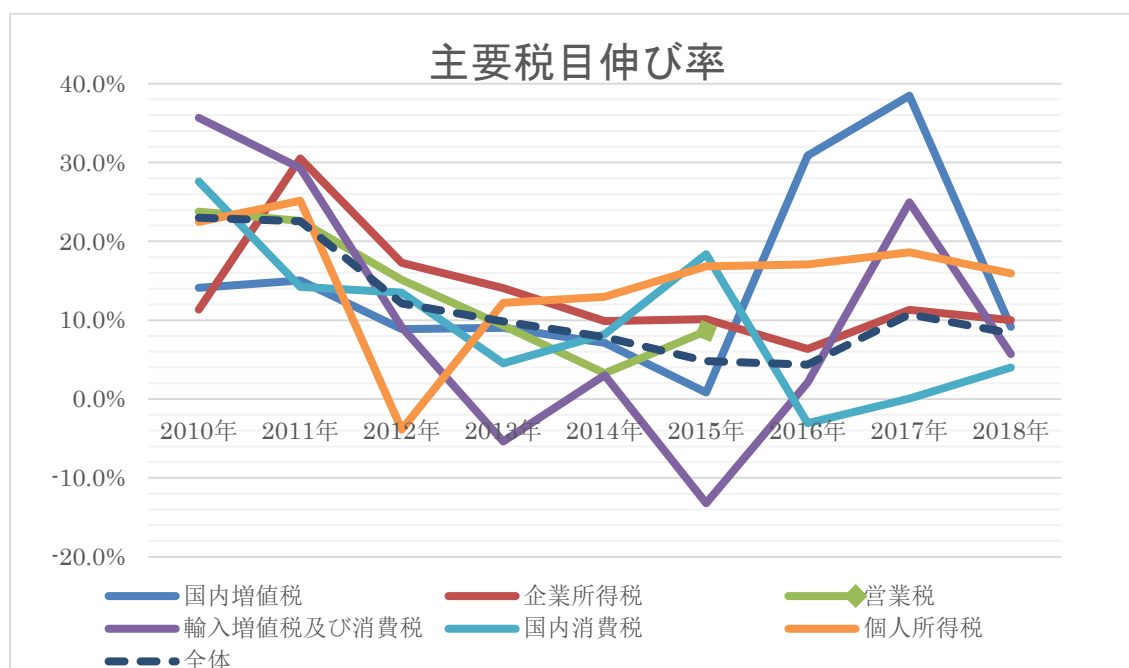


出典 中華人民共和国財政部

中国の税目別税收構造は上図のようになっている。中国においては、税收の順位は長く変わっていないが、營業税の増値税改革より、**2017** 年にそれまで長くサービスに対して課税されてきた營業税が完全に増値税に組込まれ廃止された。

これにより国内増値税の割合がさらに上昇し、**2018** 年度において **39%**を占め、国家財政收入における影響力をさらに増すこととなり、次いで、企業所得税、輸入増値税及び消費税、個人所得税、国内消費税と続くこととなる。

また、増値税については、既にインボイス方式による厳格な徴税管理方式が採用されていることから、既に安定した経済成長期に入った中国において、さらなる管理強化による大幅な税收増加を見込むことは難しいものといえる。他方で、企業所得税や個人所得税等の所得に対する課税項目については、景気規模の拡大に基づく税收増加以外にも、管理の強化による伸びしろも大きいものといえ、今後、課税当局としては、これらの所得税収の増加に向けて力を入れていくものと予想されている。



出典 中華人民共和国財政部

2010年から2018年の主要税目毎の伸び率については上のグラフのようになり、2018年においては、主要税目全体において税収が伸びていることが見える。

また、前述の通り、営業税が国内増値税に統合されたことから、2015年以降営業税の伸びはなく、反対に2016年及び2017年において国内増値税の伸びが大きなものとなっている。また、2018年においては前年に営業税の増値税組入れが完了したこと及び5月以降の増値税税率の引下げにより、増値税の伸びは低下し、個人所得税、企業所得税といった所得にかかわる税収の伸びが上回ることでなっている。

2018年度の各税目の詳細については、次のようになっている。

①国内増値税

増値税収入は6兆1,529億元で、対前年比9.1%（前年38.5%、営業税の影響含む）の伸びとなっており、増値税収入の税収全体に占める割合は39.3%（前年39.1%）となっている。

また、輸出時の増値税還付額は1兆5,913億元で前年比10.21%の伸びとなっている。

②企業所得税

企業所得税収入は3兆5,323億元であり、税収全体に占める割合は22.6%（前年22.2%）となっている。対前年比10.0%（前年11.3%）の増加で比較的安定した増加を示しているものの、その伸び率は前年を下回っている。

③輸入増値税及び消費税

輸入増値税及び消費税は1兆6,879億元で対前年比の伸び5.7%（前年24.9%）となっており、税収全体に占める割合は10.0%（前年11.3%）となっている。

⑤国内消費税

国内消費税は1兆632億元で対前年同期比4.0%の増加（前年0.1%の増加）となっており、税収全体に占める割合は6.8%（前年7.1%）となっている。

⑥個人所得税

個人所得税は 1 兆 3,872 億円で対前年比 15.9%（前年 18.6%）の増加となっており、税収全体に占める割合は 8.9%（前年 8.3%）と拡大してきている。主な収入源は給与所得にかかわる個人所得税であるものの、それ以外の財産譲渡所得にかかわる税収の伸びも大きく貢献しているものといえる。

さらに 2019 年から施行されている電子商務法により、従来ほぼ課税されていなかった個人間の e-commerce 取引についても課税がなされることから、さらなる税収増加が見込まれるものといえる。

従来から、個人所得税収の半分以上を占める給与所得個人所得税については、2012 年以来労働人口の継続減少がみられ、さらに平均給与の伸びも 2000 年代と比較すると既に鈍化していることも、給与所得課税のみでは、今後の安定した成長を期待することは難しいといえる。

2019 年からはこれまで分離課税であった、給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、使用料所得を一括して総合所得することにより、全体で適用税率を計算することとなった。今後は、総合所得の範囲をさらに広げることにより、課税の管理強化が図られることが予想される。

⑦契税（不動産取得税）

契税は 5,730 億円で対前年同期比 16.7%の伸び（前年 14.2%の減少）となっており、税収全体に占める割合は 3.7%（前年 3.4%）となっている。

⑧関税

関税は 2,848 億円で対前年比 5.0%の減少（前年 15.2%の増加）となり、税収全体に占める割合は 1.8%（前年 2.1%）となっている。

⑨その他の税目

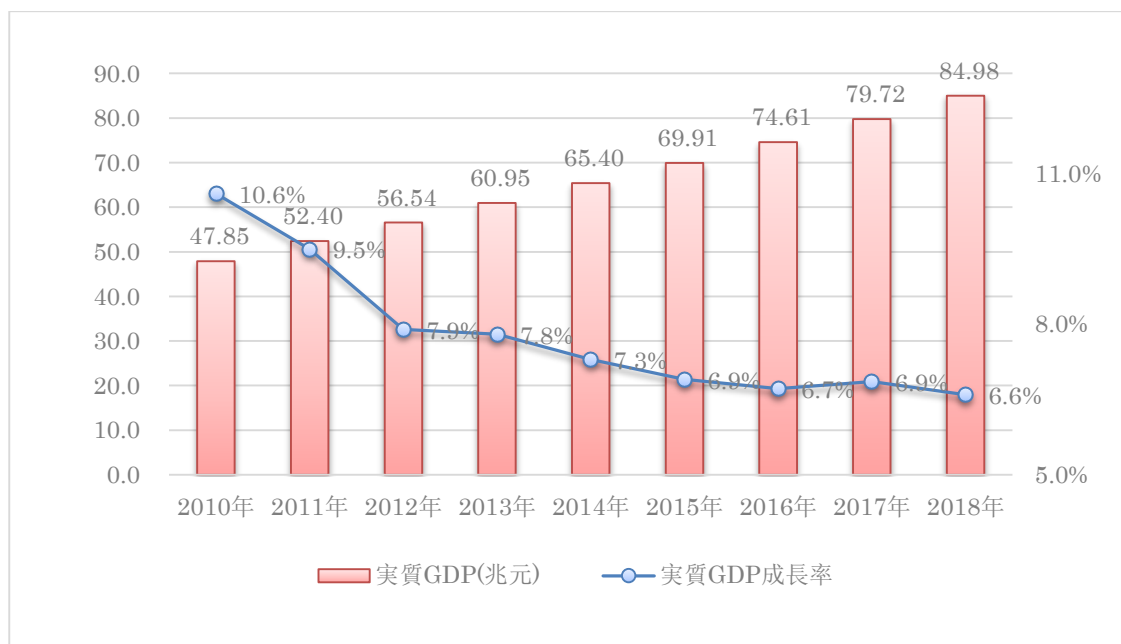
2018 年において、土地増値税は 5,642 億円で、対前年比 14.9%の伸び（前年 16.6%の増加）となった。

証券取引印紙税については、証券市場の不振を受け 977 億円となり、対前年比 8.6%の減少（前年約 14.6%の減少）となった。2015 年（2,553 億円）までの中国証券市場の活況状態、及びその後の急速な低迷が読み取れる。

房産税は 2,889 億円で、対前年比 10.9%の伸び、都市土地使用税は 2,388 億円で前年比 1.2%の伸び、耕地占用税は 1,319 億円で前年比 20.2%の減少であった。

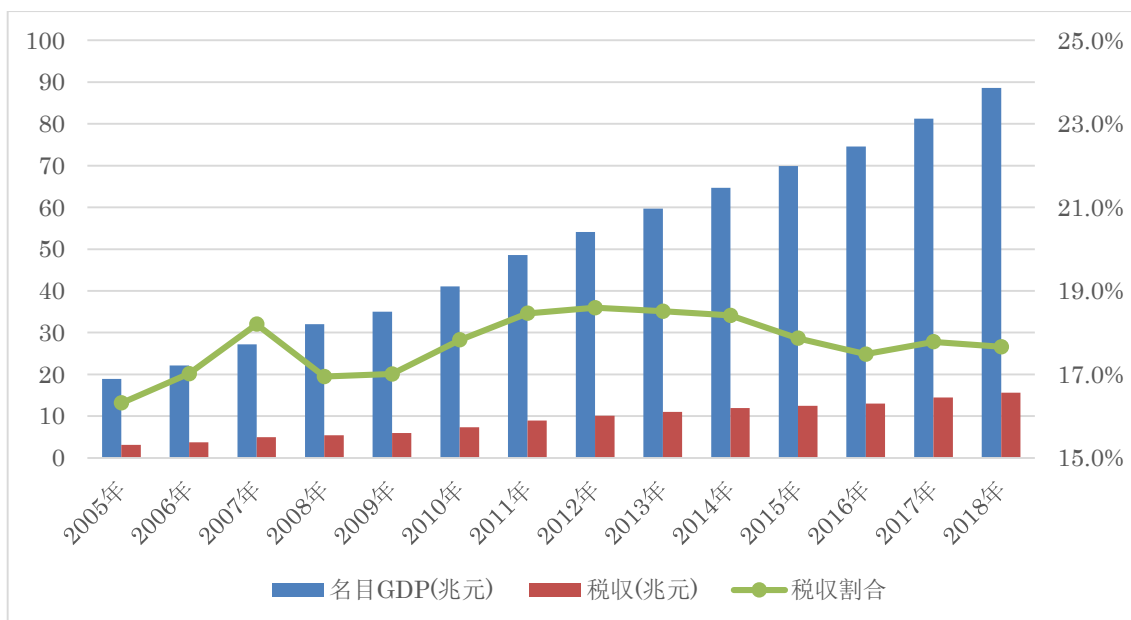
また、2018 年度においては、環境保護税が導入されたが、税収としては 151 億円にとどまっている。

GDP との関連



出典 IMF

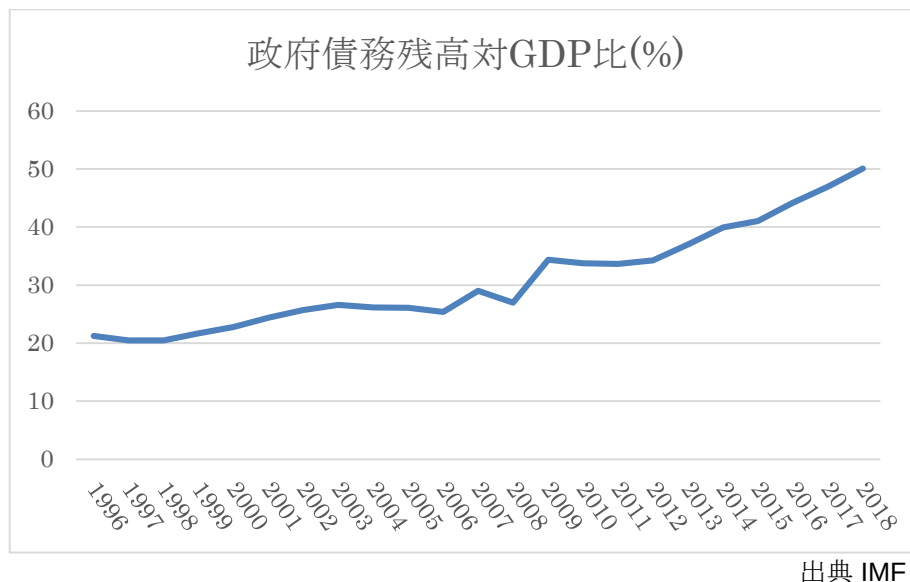
2011年以降はGDPの伸びが一貫して10%を下回る安定成長期にあるが、前述の通り、税収については2012年以降さらなる鈍化傾向にあり、中国経済全体に占める租税割合（＝税収／GDP）は減少傾向にあった。ただし、2017年に入り、税収の伸びも再び安定しだし、租税割合も安定してきている。



出典 日本総務省、中華人民共和国財政部、IMF

しかしながら、広大な国土のそれぞれの地域で大規模なインフラストラクチャー投資だけでなく、教育や社会保障等に代表される主要な財政支出項目は、経済の発展に伴いその伸びがさらに進むことが予想され、今後の財政運営はより一層難しくなると考えられる。

以下の図にみられるように中国の対 GDP 比政府債務残高は一貫した上昇傾向がみられる。



一方で、名目ベースで既に米国の半分の税収を有し、かつ、他の先進国と比べてまだまだ低い対 GDP 政府債務残高比率を保っている中国については、今後も国債発行等を通して、必要に応じた機動的な財政政策を維持しつつ、税収確保のための政策を打ち出していくものと予想され、逆に、急速な財政緊縮政策がとられる可能性は少ないものとも考えられる。

今後の税制について

前回の第 13 次 5 カ年計画においては、以下のような税制の調整が示されていた。

- ①税目の調整
- ②取引税目、所得税目、財産税目バランスの調整
- ③中央税収、地方税収、中央地方共通税収バランスの調整

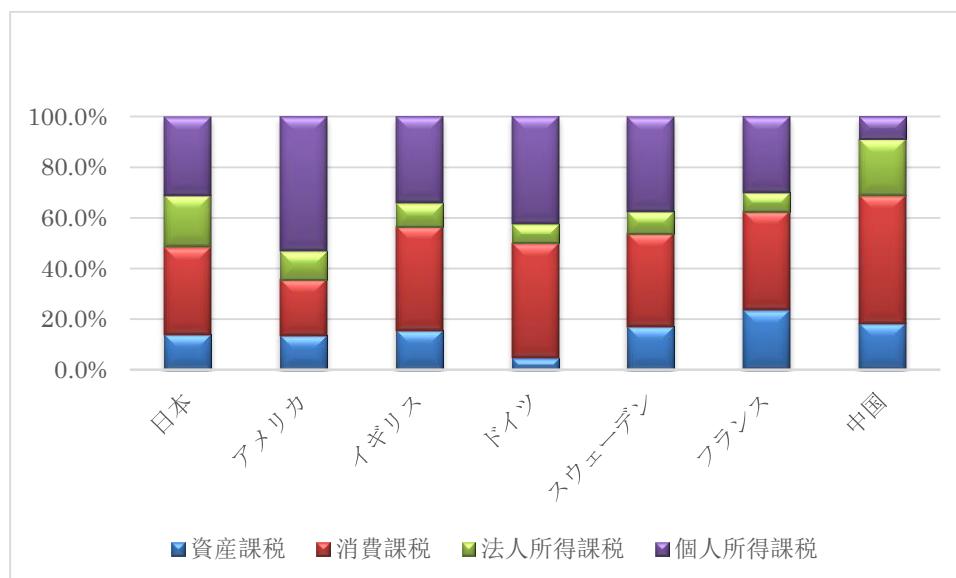
①税目の調整については、2016 年度に営業税の増値税化改革が完了し、いわゆる物品サービス税（Goods and Services Tax）として統合されたことにより、税目の簡素化が完了している。また、これについては、地方税であった営業税が国税化（増値税）されたという意味では、③の中央地方税収バランスの調整の観点からも意義を有するものといえる。

また、2018 年度に入り 19 番目の税目となる環境保護税（地方税）の施行が開始されている。

第 13 次 5 カ年計画の期限迄の今後 2 年間に、相続税導入の必要性についての検討、社会保障費を社会保険税としてその徴収機関を税務機関への統合、不動産にかかわる既存の細分化された税制についての簡素化が行われることが予定されている。

次に、②取引税目、所得税目、財産税目バランスの調整の観点からは、2017 年を例にとると、中国全体での税収約 15.6 兆元の内、増値税及び消費税等の消費課税項目が 7.9 兆元（50.4%）と群を抜いて多く、次に法人所得課税が 3.5 兆元（22.4%）、資産課税 2.9 兆元（18.4%）、個人所得課税 1.4 兆元（8.8%）となっている。

ここで中国以外の主要国におけるこれらの割合は以下の図のようになっており、所得税は一般に直接税であることを前提として、中国は、世界的にみて直接税（所得税収入）の占める割合が低いことが見て取れる。



中国においては、所得税収入割合を継続的上昇が目指されており、よりバランスの取れた税収確保を図ることが考えられる。

中国国家税務総局が公表している 2018 年度予算によると、国家税務総局傘下には 4,133 の機構が属し、55.84 万人（在職人員 40.14 万人、退職人員 15.7 万人、前年度比 1.51 万人の増加）の職員をかかえる組織となっており、その予算総額は 837 億 3,214 万元（約 1 兆 4,000 億円、前年度比約 100 億元の増加）に上っていることが分かる。

従って、約 255 兆円の税金を徴収するため約 1.4 兆円（約 0.5%）のコストをかけているものといえる。中国においても、都市土地使用税、都市保護建設税（鉄道部門、各銀行本行、各保険会社総局集中納税部分を除く）、房産税、車船税、印紙税（証券取引印紙税を除く）、耕地占用税、契税、煙葉税、土地増値税については、地方収入として地方税務局が管轄しており（但し、順次地方税務局は国家税務局に統合されることとなっている。）、一概に比較はできないものの、日本における税務部門（地方税部分を除く）の就業人員が約 5 万 5,000 人（対前年度比 9 人の増加）で、平成 29 年度の予算が 7,020 億円（対前年度比 20 億円の増加）であり、国税収入を日本税収全体の半分と仮定した場合には、その徴収には約 1.5% のコストをかけているということと比較して興味深いものといえる。

総括

以上、現時点における中国の税収構造を見てきたが、今後の中国の税収管理を予想した場合には、柔軟な政策的調整という方向性が見いだせるものといえる。

具体的には、環境保護税の導入や資源税の改正により税制を通じた環境保護への対応を図るとともに他方では営業税の増値税化による社会全体に対する減税効果や小型薄利企業に対する優遇税制や、科学技術型中小企業に対する研究開発費用加速償却、また、個人に対する商業健康保険控除等により、国家政策に適合する分野に対する支援を図っていることが見て取れる。



一方で、経済の先行きに対する不透明感が増す中で、テコ入れを目的とした 2 兆元規模の企業所得税減税及び社会保障費用負担低減が公表されており、さらに、今後も大小さまざまなレベルでの政策的税制調整が頻繁に行われていくものと予想されることから、今後は継続的に中国税制の動向に注目する必要性があるものと考えられる。

以上

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2019 年 4 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhiisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhiisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn